

# 上五島における漁場用益空間の変容

—13世紀後半～15世紀前半を中心に—

橋 村 修

- I. はじめに
- II. 13世紀～17世紀の漁業と漁場
  - (1) 13世紀後半
  - (2) 14世紀前半
  - (3) 14世紀中葉～14世紀後半
  - (4) 14世紀末期～15世紀前期
  - (5) 17世紀
- III. 漁業を中心としたテリトリーとその再編成
  - (1) 漁業変遷史の観点
  - (2) 漁場利用変遷史の観点
  - (3) 海と陸の一体化したテリトリー設定
  - (4) 各時期のテリトリー再編成
- IV. む す び

## I. はじめに

浦集落・漁場研究は、水産地理学により、生活の場としての漁村と生産の場としての漁場とを一体化させながら追究する姿勢が示されている<sup>1)</sup>。また、民俗学において、漁民の海と陸の一体化した認識の類型は、「ムラーハマーイソーオーキークウミ（ヤマナシ）」と規定される<sup>2)</sup>。こうした観点を踏まえると、前近代の浦集落を基盤にする社会集団が、生業用益空間として海をいかに把握していたか、またその変遷と変容要因を追究するといった歴史地理学的課題が浮かび上がる。

そこで本稿では、海を主な生業用益空間とした人々のテリトリー<sup>3)</sup>の把握を通し、その答えを見出してみたい。テリトリーとは、モーリス・ゴドリエによれば「ある一定の社会が、そこに見いだされ、利用開発を望み、かつできる資源

の全部ないし一部にかかわる、恒久的な立ち入り権、統制権、用益権をその成員の全部ないし一部だけのために主張し、保全する、そうした自然とそれゆえ空間の一区画を指示するもの<sup>4)</sup>と定義されている。つまり、人間が山や海など生業空間として使用可能であると知覚した空間全体がテリトリーである。この中には、人間が自らの集団の用益供給源として日常的に用いている空間もあれば、一方では、人間が用益供給可能な空間として知覚しているにもかかわらず、未開拓の潜在的な空間もある。

本稿は、用益空間の変遷と潜在的な用益可能な空間の開発を通して、テリトリーを把握する試みである。具体的には、13世紀～15世紀の肥前国五島列島上五島における浦集落を基軸とする海の用益空間を対象とし、時期ごとの用益形態が、人間の自然（主として海）への漁業による働きかけによっていかに変質したかを把握する。その上で漁法・漁場用益空間を明らかにし、「沖－漁場－浦集落－田島－山」のように、海と陸の用益空間とを一体化させながらテリトリーを把握する。さらに、この再編成の要因を解明する。

肥前国五島列島の上五島中通島（当時は浦部島）青方には、13世紀～15世紀を中心とした漁業記事の豊富な『青方文書』<sup>5)</sup>がある。全国的にみても、この種の中世文書が存在する事例は若狭以外には稀有である。さらに本地域は、17世紀～18世紀には鯨漁関係の史料も多く、また五島の鮪として江戸でも知られ、現代でも漁業が盛んである。このように、上五島は本稿の分析視角を考える上で、史料的にも有効な地域とい

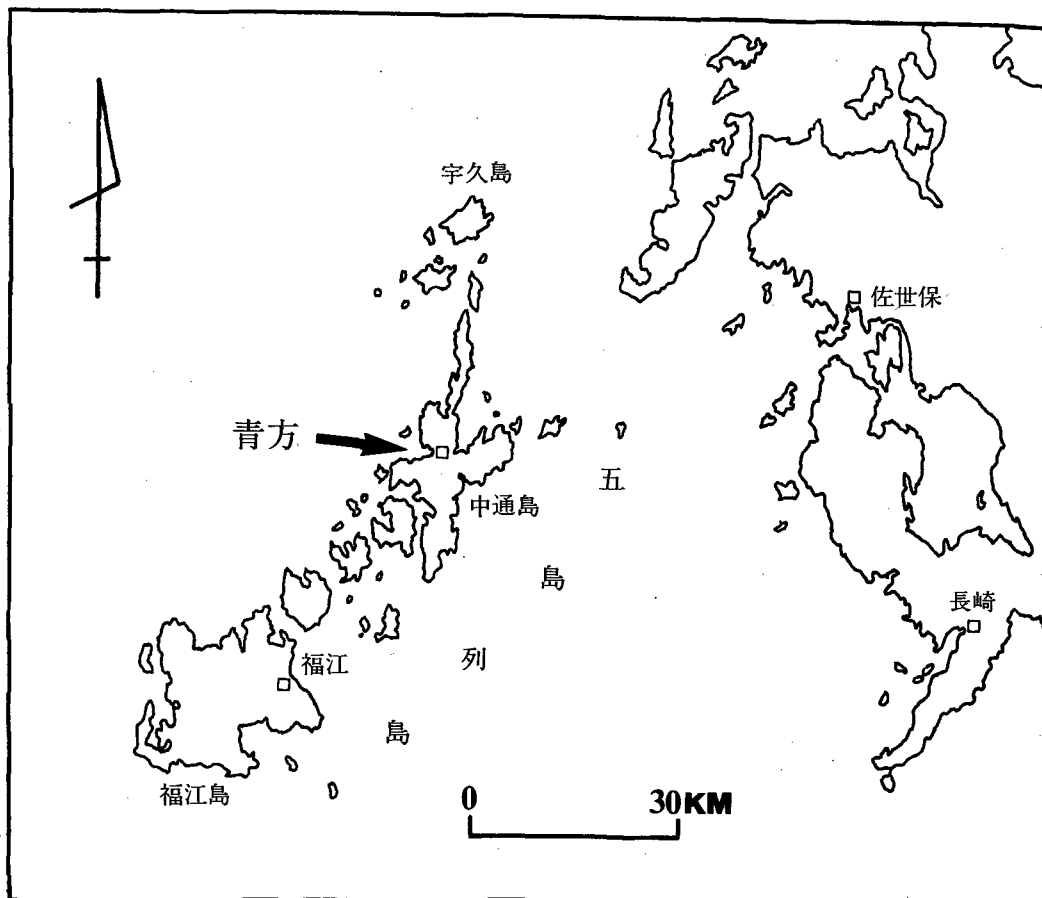


図1 五島列島における上五島青方の位置

える(図1)。

上五島における海の生業用益空間の研究は、羽原又吉や宮本常一に始まる漁業史や民俗学の研究が盛んである<sup>6)</sup>。しかし、これらの一連の研究は時代を限定しており、各時期の漁業を網漁業変遷<sup>7)</sup>の中で通時的に行っているとはいえない<sup>8)</sup>。また、中世史の立場から松浦党一揆研究<sup>9)</sup>も蓄積されている。これは、13世紀～15世紀の、いわゆる下松浦党一揆における単独支配→分割支配→共同支配→領主制への時代的変質を明らかにしたものである<sup>10)</sup>。また近年では、漁業の特殊性に対する秩序形成のために一揆結合がなされた、とする白水智の一連の研究<sup>11)</sup>によって、漁業を重点的に取り扱うようになった。しかし、一揆結合の根拠に重点が置かれ、海面や土地利用状況などの空間変化のメカニズムが考察され

ているとはいえない。また、陸地の領有を前提とした地先漁業権の原則に拘泥し、島という特異な空間における漁業や山野の用益システムが見落とされている。

以上の上五島地域を対象にした研究史からすれば、本地域においては、①上五島の漁業の通時的な変遷史、②海面・土地利用などの空間変化のメカニズムの考察、③田島等の土地に固定化された用益空間とは異質な、流動性の高い網・塩竈・牧等のような用益システムの解明、の3点の課題が重視されねばならない。したがって、本稿では以上のような地域的な特質を踏まえつつ、3点の課題を解明し、各時期の用益空間によって形成されるテリトリーの再編成の要因を考察する。

## II. 13世紀～17世紀の漁業と漁場

本章では、13世紀後半～17世紀における海の生業用益空間としての利用状況の変質過程を明らかにする。各々の時期における主要な漁業を指標として15世紀以前における用益空間の変質

を検討する。さらに、有川魚目海境相論関係史料<sup>12)</sup>の鮪網・氷魚網・江豚漁・鯨漁を指標にした17世紀の中通島東海岸の事例を取り上げる。17世紀まで概観するのは、15世紀までの具体的な漁業・漁場利用を表す記事が少なく、近世期の詳細な記事を通して具体的様相を把握するため

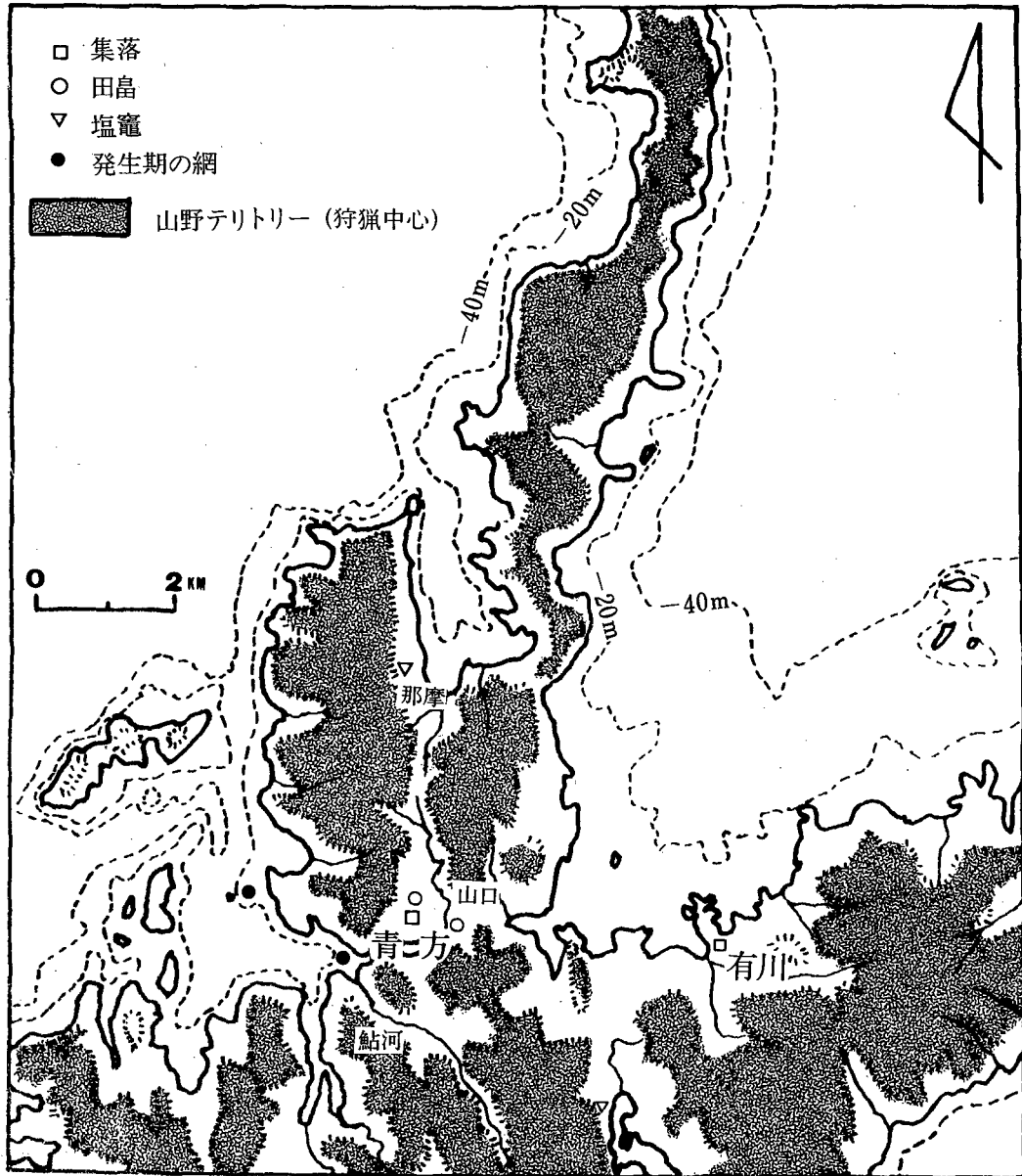


図2 上五島における13世紀後半の生業用益空間とテリトリー  
 (『青方文書』をもとに作成)

表1 13世紀後期～15世紀前期の上五島青方氏領内の土地・海面の用益形態

時期区分	陸の用益										海の用益										計	
	屋敷	園	本田	開墾田	畠	山	塩	牧	其他	小計	漁	網A	網B	網C	網D	網E	網代	番立	うきり田	漁船		小計
I 13世紀～14世紀初	1	4	6	0	5	11	4	0	0	31	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	37
II 14世紀前半	8	1	7	6	4	6	10	2	7	51	3	1	2	1	0	0	3	0	0	1	11	61
III 14世紀中葉～14世紀末	3	1	13	5	4	3	2	7	6	44	5	1	4	0	3	1	5	3	0	3	25	69
IV 15世紀前半	6	0	8	9	2	4	3	2	4	38	2	1	3	2	6	4	2	6	4	4	34	72
計	18	6	34	20	15	24	19	11	17	164	14	5	9	3	9	5	10	9	4	8	76	239

(注) 網Aは発生期の網、網Bは分割網、網Cは階層を示す網(先祖網、百姓網)、網Dは魚名を冠した網、網Eはその他の網を示す。(「青方文書」の生業に関わる記事を抽出して作成)

である。

(1) 13世紀後半

上五島において13世紀以降の漁業関係の網に関する史料上の初見は、弘安3(1280)年11月の網漁業で、青方浦の地名としての初見記事である。

浦部島の内青方の浦の古老の地下人百姓等申上候、地頭こみね<sup>(※)</sup>のけんとうし殿<sup>(※)</sup>と、青方の入道殿<sup>(※)</sup>と御知行の時は、地頭得分一年に一度なつかりのとき二三日、百[姓たち<sup>々</sup>](りに)たち候うし事と、ひうとのちう人を□□□候へは、たう□□網一帖くたさせ給い候て、この網の御ふんをたひ候へと、青方殿に申させ給候て、その網一帖か得分を、召され候し事□貧窮の時に、さいせう[□□]めされ候し事はけんせん<sup>(※前め)</sup>に候、(以下略)  
(百姓等連署起請文案)<sup>13)</sup>

これは、浦部島地頭青方氏の得分に関する守護からの尋問に対する、百姓等の連署起請文による注進である。地頭は、百姓等を狩3日農作3日以外使わなかった。しかし、青方氏はこれを守らず、必要以上に徴用され、またこれ以外に網を引かせ、取り分を納入させていることを示す。ここにあげられる網と網利用は、通年で行われず、狩猟等との兼業で行われていたとわかる。この時期の網は、粗放的なものであり、いわば発生期の網であった(表1)。網の原料は、山野用益が多いため(表1)葛が想定される<sup>14)</sup>。網の原料としての供給に限りがあり、網漁の小規模化と関わりがあろう。漁場は、浦集落に近い浅瀬に網が張られたと想定した(図2)。

(2) 14世紀前半

14世紀前半における網利用は、所領分与・中分による、いわば分割網が頻出する。まず、文保2(1318)年9月にみられる。

鮎河に候はんあみ一てうハ、そうりやようのうちをきらわすたてらるへく候、一てうのほかハはそうりやうにたて候はん時ハ、そうりやようのしんたいたるへく候、(以下略)  
(青方高継讓状案)<sup>15)</sup>

さらに、元亨2(1322)年7月の堺深への青方内鮎河浦地頭職を銭50貫文で売り渡す記事<sup>16)</sup>にも同様の記載がある。また、元應2(1320)年10月の青方高継高光兄弟相論で那摩本屋敷・前田1反・山口新田1反・那摩内曾根を高光知行とする史料<sup>17)</sup>や、元徳2(1330)年6月の青方高継が「青方村那摩内やかためのさき」を次男高能に譲与した史料<sup>18)</sup>は那摩方向への開発と集落移動を彷彿させる。さらに、「弥三郎が知行分に立ちたらん網は、孫四郎と半分づつとるべし、孫四郎が領内に立ちたらん網一帖か五分の一をば弥三郎とるべし」という元徳2年6月の先出史料等から惣領青方氏から一族・家来への網の分割譲渡(中分)が行われた。いわば、分割網である。分割網などの用益空間は、先出の文保2年9月や元亨2年7月史料にもあるように、青方一族・郎党に地頭職を売り渡し、独立させても、一方で青方惣領内の用益権を分配していた。それは、分割された所領にかかわらない共同利用であった。つまり本時期は、所領分割により土地保有の観念が生まれても、塩竈・網・牧などの土地に拘泥されない用益権に依存するシステムが維持されていた。また、古くから網が特定の用益形態であったことを裏付ける事例

として、先祖網が見られる。先祖網の初見は、康永2（1343）年4月で「せそあみーてうはなしても、あみのあらんとき、一てうかとくふん三にんしてとるへし、これ（先祖網を含め網全部を差す<sup>飛者網</sup>）をうらんとき、てきしんにうるへからず、うらんとき、そうりやうしたしきなか

にうるへし」とあり<sup>19)</sup>、網得分の先祖網として3人に等しく分配された。

漁業史料を中心に用益形態を把握したが、この時期は海の用益と比べ陸の用益が極めて多い（表1）。これは、青方惣領から一族への所領・用益譲与として、元應2年10月・元徳2年6月

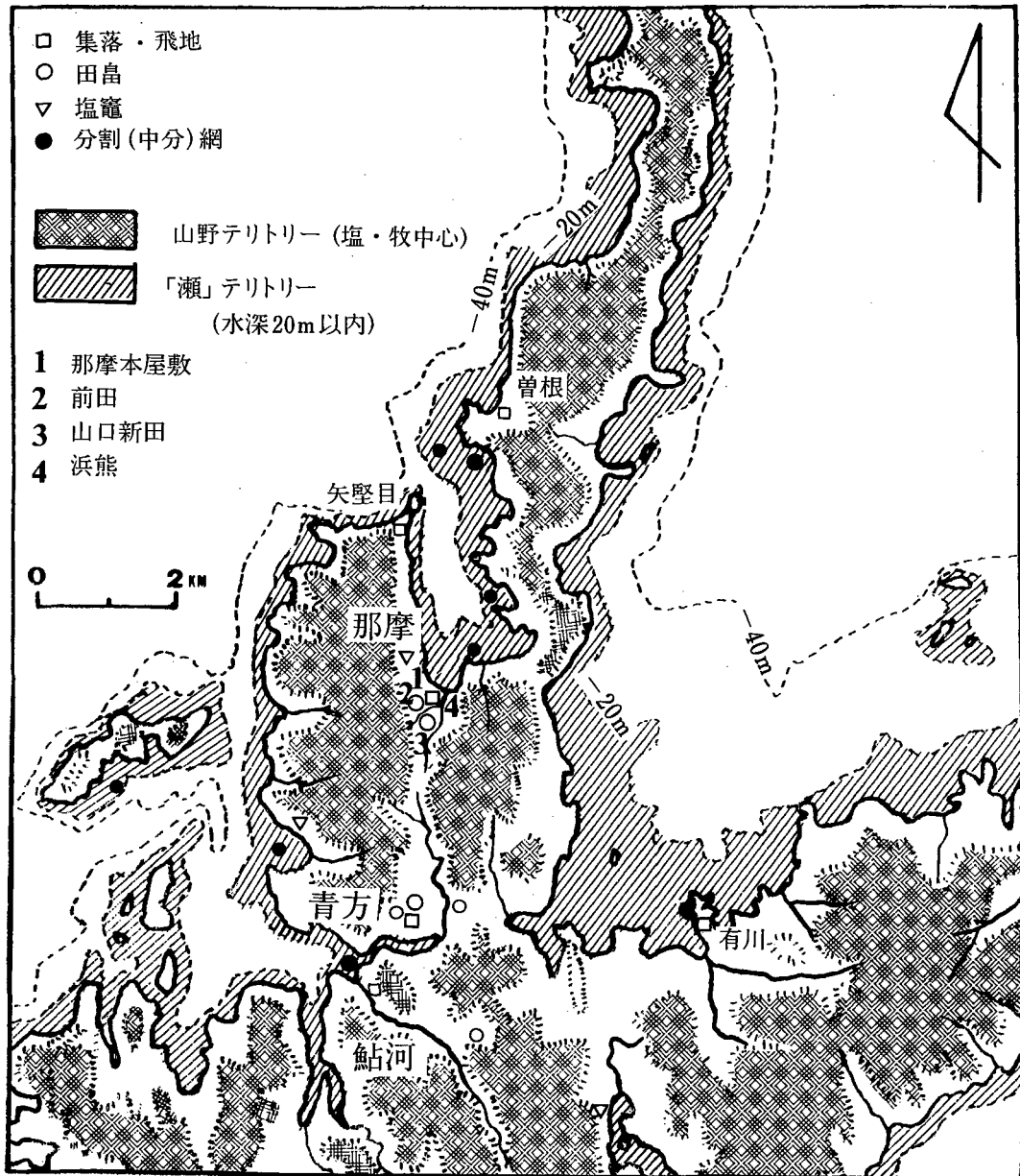


図3 上五島における14世紀前半の生業用益空間とテリトリー  
（『青方文書』と聞き取りをもとに作成）

のほか元亨2(1322)年5月記事<sup>20)</sup>に開発先的那摩の水田の多いことによる。網の原料が藁であることも関わりがあり、漁業展開と対をなしていたと想定される<sup>21)</sup>。

漁場については、網が張られた定点についての史料はない。しかし、那摩内の浜熊の「かいふにん」の記載<sup>22)</sup>から青方沖のほかにも那摩付近と、その飛地である曾根・矢堅目の沖にも網が張られたことがことが想像される(図3)。なお土地利用は、田畠等の土地そのものから受ける恩恵は少なく、山野・塩竈等から出る用益権に依存していた。一方、海面所有は行われず、好漁場に張った網の用益権が所有対象であった。

### (3) 14世紀中葉～14世紀後半

この時期に至り網代が史料に初見する。

ひせんのくに五たうにしうらへあかはま・ミつしり・かわちのあしろの事、  
右、あおかた殿(青方重カ)ひせん殿(松浦定)たいろんにをよひ候あひた、らきよのほと寂念かかりをき候ところ也(後略)

(寂念置文案)<sup>23)</sup>

これは康永3(1344)年4月の青方氏と松浦(峯)氏との間の、網代に関する相論記事である。網代と網との違いは網代に地名を冠していることで、定点における生業活動を意味し、14世紀前半において認識された網を魚の集まりやすい魚礁(海食台や瀬)に固定したものと思われる。さらに網代漁の展開は続き、赤濱網代において青方氏と鮎河氏の相論が生じる。

就青方覺性活券状等、(鮎河)直・進与(青方)重・(神崎)能阿相論赤濱網代事、いささか及舊論之間、宇久・有河爲左博令談合、両方理非於以和談之儀、直・進方<sub>レ</sub>件赤濱参番網代并那摩内波解崎之崎網代・数家〔説書カ〕之前倉網代等一円<sub>レ</sub>沙汰付おわんぬ、但赤濱者、又六番<sub>ニ</sub>可爲直・進方、此上者、於向後可被成一味同心之思也、若以非分之儀、重及舊論、背一揆之治定之旨、有違篇之儀者、任請文事書旨、違犯人々<sub>ニ</sub>宇久・有河中<sub>ニ</sub>永可擯出之状如件、

正平二十一年八月廿二日孔事次第 授(花押

影)

(以下略)

(宇久・有河住人等連署置文案)<sup>24)</sup>

この史料によると鮎河氏が青方氏の赤濱網代の利用を望み、相論が生じた。これは先の文保2年9月・元亨2年7月史料で青方氏は鮎河(塚)氏に惣領内の海・牧の網一張と制限はあるが、所を構わない自由な用益権を与えたことによる。それを根拠に鮎河氏が赤濱網代の利用を望んだ。青方惣領内の用益空間利用の旧慣を踏まえ、用益権を主張する鮎河氏と、用益権分与を行使した14世紀前半期頃程惣領としての権威が見られない青方氏の姿が伺われる。両者の主張は食い違い、この宇久・有河住人連合(一揆)が仲裁に入った。その結果、青方・神崎側が網代の部分的な権利を放棄することになった。つまり、用益空間の共同利用権は青方氏からでなく、一揆により与えられる形で存続することになった。また、用益空間の利用形態として、網代は「赤濱三番・六番」とあり、籤引き等により輪番利用されていた<sup>25)</sup>。

応安6(1373)年に九州探題今川了俊の働きかけで、五島全体の小領主たちは、身分の相違なく、平等に一致して足利方に味方する旨の一揆契諾を結ぶ<sup>26)</sup>。そして応安7(1374)年5月には、青方重領内の網5分の1の得点をめぐる宇久氏・有河氏相論を、稱・頼阿の当事者以外の寄合が裁いた<sup>27)</sup>。このように、各氏の分割支配から一揆結合による共同支配が進み、上五島全域で網代をめぐる相論を裁く機能を持った。さて、正平21年以来の、鮎河氏・青方氏の網代をめぐる動きの取決めが崩れる。

うりわたし申候ところにひせんのくににしうらへあおかたのうらのあしろ事、  
右、ところは高継の書状に任せて赤濱のかますあしろの一はん・二はんおなんし申候ところに、うく・ありかわの一そくのさたとして、あかはまの三はんあしろ・はけさきのあしろ・しうけのさいくらのあしろ、これ三をたうゑんいちゑんにちきやうつかまつり候お(中略)あおかたとのにゑんたいをかきて二十三貫文に売り申候ところしつなり、さんさいのあし

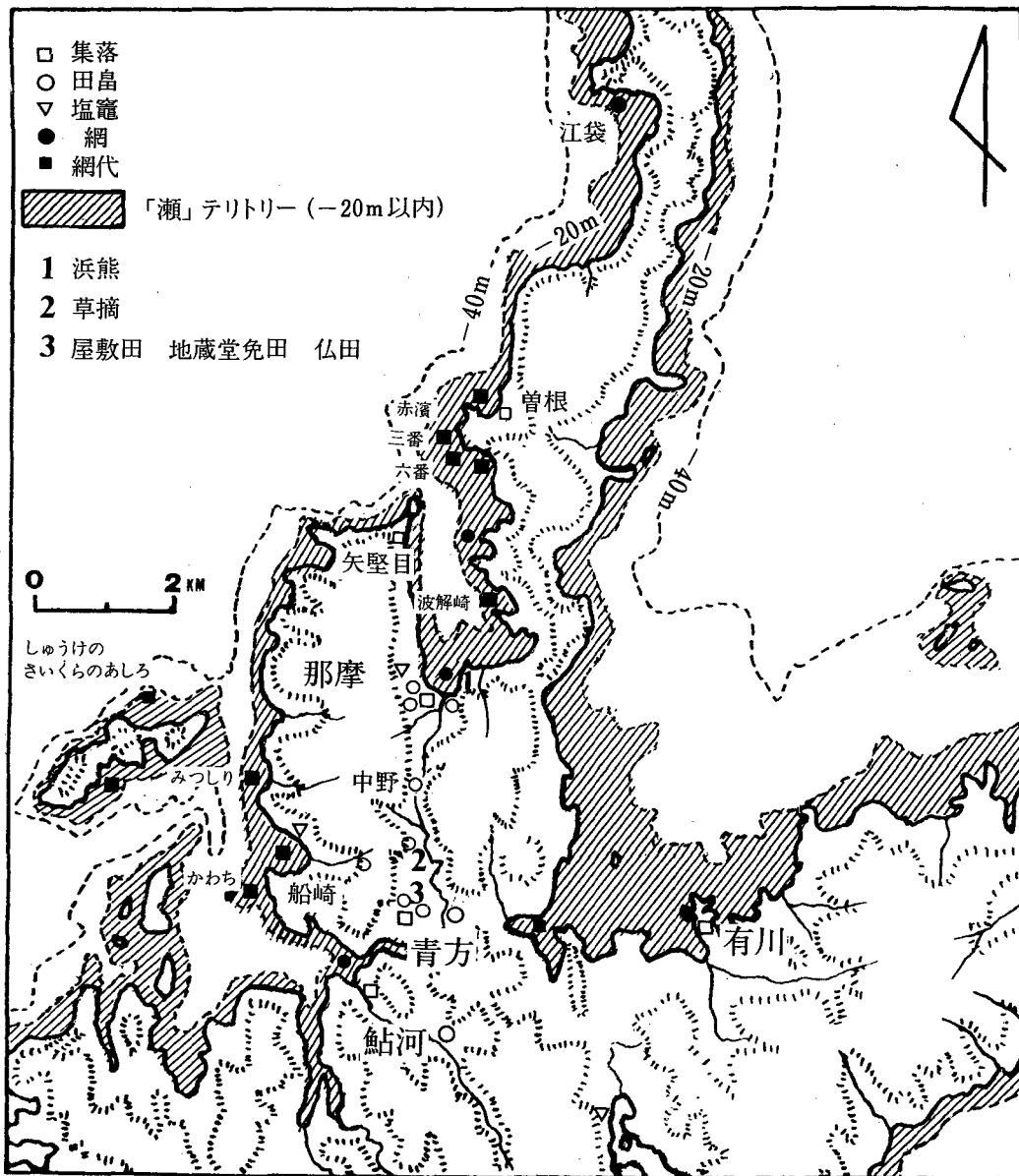


図4 上五島における14世紀中葉の生業用空間とテリトリー  
 (『青方文書』と聞き取りをもとに作成)

ろのことは(中略)たうゑんちきやうつかまつるへく候(下略)

(鮎河道園等連署沽却状)<sup>28)</sup>

永和3(1377)年4月の史料である。鮎河氏が青方氏から正平21年に得た赤濱三番・波解崎の崎・祝言島の3つの網代を23貫文で青方氏に

売ることになり、この3つの網代以外に散在(さんさい)する網代については、これまでの通り鮎河道園が知行する内容である。そして売買にあたり、正平21年の宇久・有河住人等連署を添え、一揆結合に従順であることを示す。しかし、1か月後の永和3(1377)年6月<sup>29)</sup>には、青方進

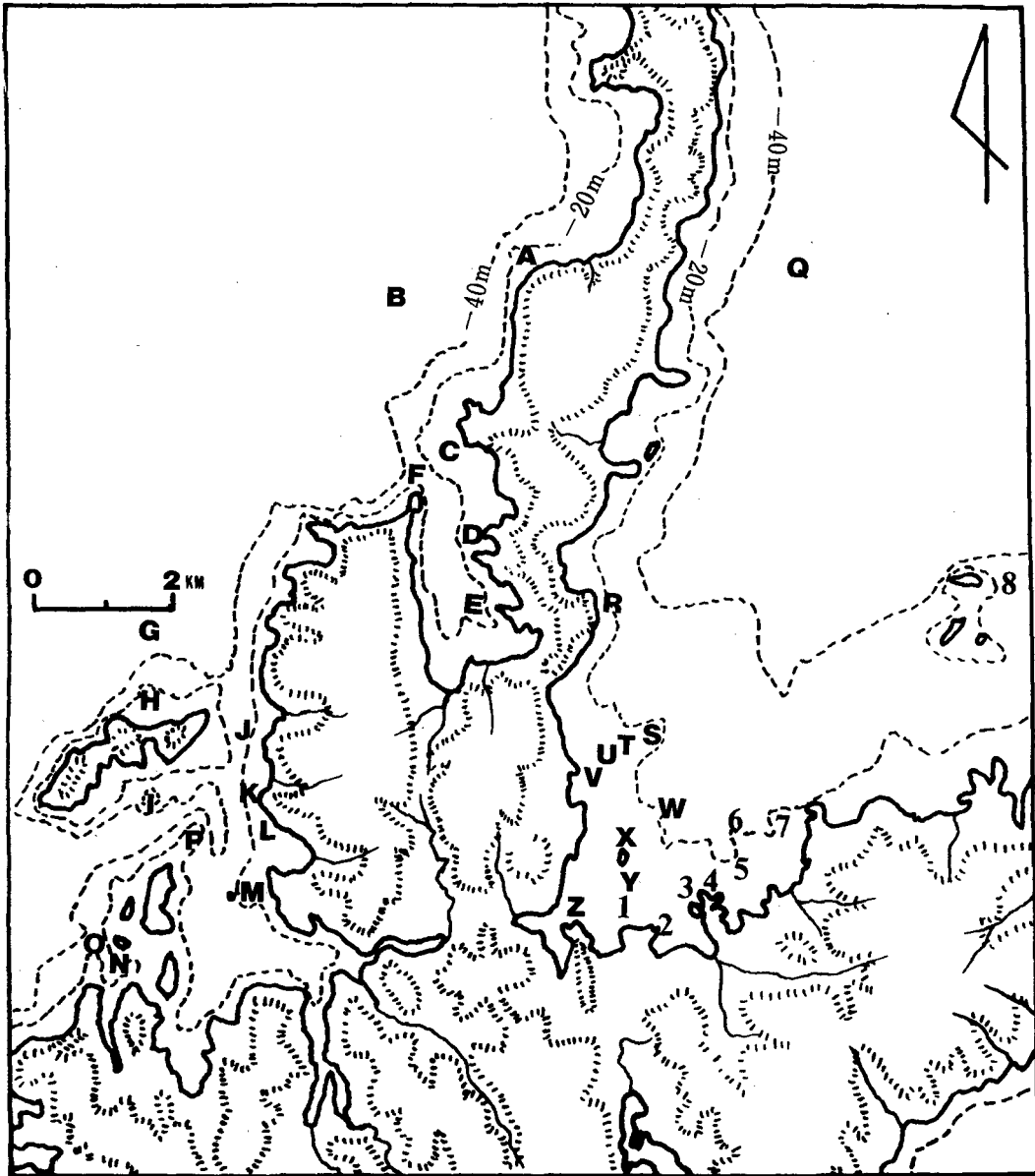


図5 上五島における主要な「瀬」

(『青方文書』、『海境帳』(元禄期)、現代定置漁場図(『新魚目町郷土誌』所収)ならびに聞き取りをもとに作成。A～Z・1～8の記号・番号は表2に対応。)

が鮎河氏から購入したばかりの青方浦の地名を冠した3網代に、かます網代を加え、2貫300文で同族の神崎氏に売り渡した。23貫文の網代が2貫300文になったのは、赤濱網代の衰退化を想像させる。

漁場利用は網代誕生で固定化し、復原可能に

なる(図4)。網代に冠した地名を図5・表2の「瀬」と絡めて復原する。赤濱は現中通島奈摩湾入り口の新魚目町曾根郷赤岳断崖付近のCの三尋曾根、みつしりはKの上五島町樽見沖付近、かわちはLの同町船崎沖からMの一の瀬魚礁付近、波解崎之崎はEの奈摩湾内の青砂ヶ浦付近、



表2 中通島北部における主要「瀬」一覧

瀬番号	瀬名	中世(網代)	17世紀	現代	水深 (m)	備考 (共有権, 陸地)
A	碇瀬			小定	- 0 m	
B	壺瀬				-18m	
C	三尋曾根	赤濱			- 2 ~ -10m	曾根漁港
D	広瀬				- 7 ~ -10m	広瀬
E	ハゲ埼	波解崎			- 7 ~ - 9 m	青砂ヶ浦
F	矢堅目崎	赤濱?			- 3 ~ -14m	矢堅目
G	キビナゴ瀬				- 7 m	應永29年松浦青方相論
H	百貫瀬	祝言前倉			- 3 m	應永29年松浦青方相論
I	相之瀬	祝言前倉			- 3 ~ -10m	應永29年松浦青方相論
J	唐人バエ				- 5 ~ -10m	樽見
K	みつじり	みつじり			- 8 m	樽見
L	河内バエ	河内			- 7 ~ - 9 m	船崎
M	一之瀬				- 3 ~ - 7 m	船崎
N	平瀬				- 2 ~ - 9 m	青方松浦相論
O	力之瀬				0 ~ -20m	青方松浦相論
P	タロミ瀬				- 1 ~ - 3 m	樽見?
Q	亀ヶ瀬				- 2 ~ -21m	
R	平瀬		鮪網代	小定	- 9 ~ -16m	大浦
S	上葛瀬		江豚漁 氷魚網	小定	- 4 ~ -11m	魚目村
T	下葛瀬		江豚漁	小定	- 8 m	
U	地之葛瀬		江豚漁	小定	- 4 m	
V	干切瀬 (ひぎり)		江豚漁	小定	- 4 ~ - 6 m	魚目村
W	継子瀬 (ままこ)		鯨漁境	海境	- 8 ~ -10m	
X	筍島		鮪網代		- 3 ~ - 7 m	
Y	メトリ瀬		鮪網代	小定	- 5 m	
Z	長瀬	桑木網代	鮪網代 江豚網代		- 3 ~ - 7 m	桑
1	黒瀬		鮪網代		- 2 ~ - 3 m	
2	鏡瀬		鮪網代		- 4 m	
3	祖母君之瀬				- 9 m	有川港
4	三番曾根		鮪網代		- 5 m	
5	オラレ瀬				- 6 ~ - 9 m	
6	平瀬		氷魚網		- 1 m	
7	源五郎出し				-10~-11m	
8	網掛瀬		氷魚網 鯨漁		- 8 m	

(註1) 「小定」は小型定置網。「海境」は有川魚目間の海境線にあることを示す。

(註2) 海上保安庁水路部発行海図「奈摩湾及有川湾」「五島列島」、定置共同漁業権図(「新魚目町郷土誌」所収)、元禄期の浦絵図二枚(有川町役場、似首神社所蔵)、元禄の海境相論史料、「青方文書」、現地での聞き取りをもとに作成。

(註3) 瀬番号(記号)は、図5の「瀬」一覧地図の記号に対応する。

数家之前倉網代はH・Iの祝言島付近に比定される。いずれも水深20m以内の範囲の浅瀬に見立てられた。なお、那摩湾北部の赤濱とそれ以外の網代の位置は約3km離れている。赤濱網代は約7km離れた鮎河氏まで権利を主張し、この時期の唯一の番立網代として主要相論対象地で、14世紀後半の浦部島北部西海岸で最大の漁場だったととらえられる。また、土地所有は水田利用が定着するにつれ、意味を帯びた形になり、特定の用益空間に拘泥されなくなる。海の所有は網代の成立で網の用益権から「瀬」付近の輪番による海面所有へ変化する兆しがあるが、漁期に左右されやすく用益権中心であった。

#### (4) 14世紀末期～15世紀前期

この時期には網代から番立網代へ、そしてうきうお漁の展開が始まったが、まず網・網代の小領主から惣領青方氏への譲渡記事を見る。應永2(1395)年12月<sup>30)</sup>には、青方惣領内に鮎河氏が持つ永和3(1377)年4月に売却した以外の残りの散在網代を25貫文で青方氏へ売却した。また、應永3(1396)年12月には<sup>31)</sup>、隠居の青方淨覺の得分であった魚名を冠したかます網三人前、鯉網・烏賊一帖を惣領青方固に返すように取り決めた。これらの譲渡の動きは惣領青方氏へ権利が集約化されていることを示しているのとらえられる。

それでは、新たな漁業展開を見ていく。

せん日あおかたどのとあゆかわとのこあみの御ろん候ほとに、ありかわわれらかうらのうちよりあい申候てきはく申候ところに、うきうおの御ろん候あいた、しよせんさかいおさし申候、あおかたどのの御方ハ、こきてさきのうちおうきうおを御ひき候へく候、

一 ほかのはんたてのあしろの事は、せん日のはんたてのまま御ひきあるへく候(中略)

一 はんたての事ハ、うお候ハば、ひかわしに御引き候へく候、又うお見え候ハば、二日はさなに御引き候へく候、

(穩阿等連署押書状)

応永5(1398)年7月<sup>32)</sup>の小網・番立網代をめぐ

る青方・鮎河氏の相論に対し、浦内の寄合が出した判決の内容である。小網は、うきうお<sup>33)</sup>を対象とした漁で、漁場は「こきてさき」で区分しているように海面を対象にした分割が行われたことを示す。また小網と別項目で、魚がいる場合は日替わりに、いない場合は2日おきに使用された、番立網代の取決めが出された。これは、應永7(1400)年<sup>34)</sup>の江袋かます網代(現新魚目町)内の、浦・二つ河原網代で、毎年ひくことが困難なため、1年交替で両網代を1つづつひくように青方氏ともう一方の当事者に契約させた史料に続く。これは「瀬」を中心とした網代漁の生業空間の取決めであり、限られた空間での網代漁の限界を意味する。

應永7(1400)年以降になると小網とともに数多くの網が登場する。また、網代相論は減少し、番立網代など漁業秩序の取決めが多く見られる(表1)。應永19(1412)年7月には網代だけでなく、小網(うきうお漁)の月交替操業などまで規定した<sup>35)</sup>。

本時期の漁場位置であるが、江袋網代が従来の青方周辺の浦集落よりも約10km以上離れた遠方に設置されている(図6)。これは従来の那摩近辺の網代漁業の衰退にとまなう新漁場の開発としてとらえられる。また小網は、網代漁の漁場位置にこだわらない形で展開し、海面の分割を要する新たな漁場利用システムとして行われた。

#### (5) 17世紀

17世紀における青方側の史料は不足しておりフィールドは、鮪漁や鯨漁などの史料の多い中通島東海岸魚目湾(現有川湾)に設定(図7)した。史料は、湾を囲む魚目村・有川村の間の幕府上訴にまで至った海境相論を記した、元禄2年成立の魚目村側記載の『魚目有川両村海境論争資料』(富江藩所蔵)と、元禄期成立で有川村側記載の寛文2年～元禄3年までの内容の『有川魚目間之海境帳』(有川村庄屋江口)<sup>36)</sup>、さらに双方が貞享期に幕府に提出した、現存する2枚の浦絵図<sup>37)</sup>である。五島福江藩により魚目湾の

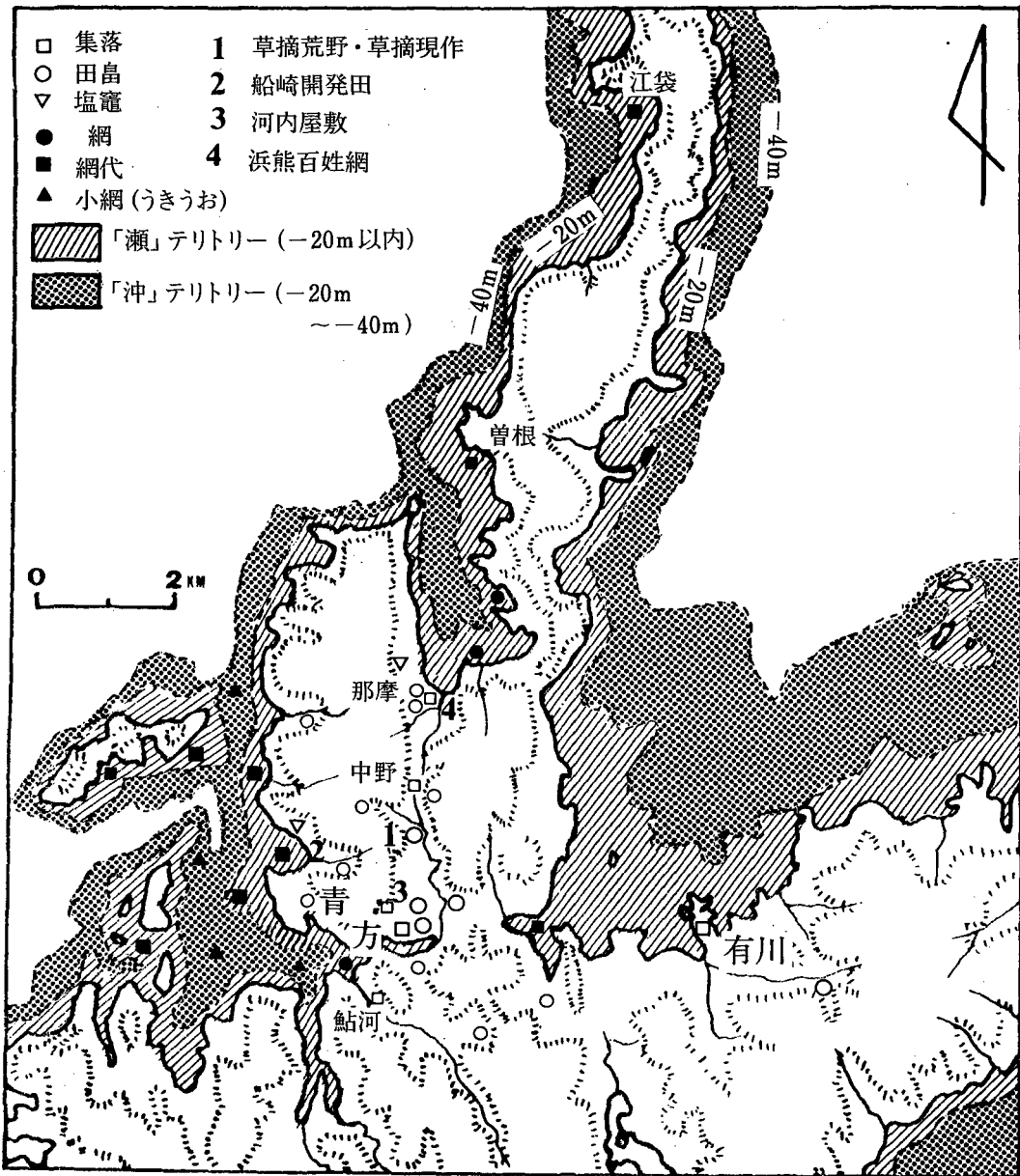


図6 上五島における14世紀末期~15世紀初頭の生業用益空間とテリトリー  
 (『青方文書』と聞き取りをもとに作成)

漁業に従事する浜方百姓の村とされた魚目村は湾の北西部に位置した。ここでは「浜百姓百四人魚目浦六ヶ村魚目浦ハ江豚水魚鮪鰯鯉鯨等此外先記より獵仕候。田地少宛作り秋初其之藁を取り網に仕候古より地方之役目少しも不仕候」<sup>38)</sup>とあり、網の原料は藁であった。

漁業形態は網代・小網・突漁の主として3つの方式で行われていた。

史料1

七目村之覺道覺跡兄弟ニテ此浦之獵場を切明け是ヲ見習ひ網数拾七帖ニ附へ所務等も仕伝候。前二分知頃より参拾七八年以前此浦衰え

所務等も致減少魚目網壹帖七目元祖網壹帖休  
め残拾五帖之網御運上〇五年均之割ニ入れ此  
網ばかり民部様御蔵許御支配ニ罷成候。(略)  
古来より仕伝候彼元祖網其外小網鯨突何獵ニ  
ても此方心次第に可致と申候。<sup>39)</sup>

魚目浦には当初17帖の網代があったが、富江  
分知(1661年)以前40年近く使った七目元祖網・  
魚目網の2帖を休め15帖の網で操業していた。  
これは、魚目湾に15人の網加徳と呼ばれる保有  
者がいたことを示す<sup>40)</sup>。また小網・鯨突等は、そ  
れ以外の漁業として行われていた。

網は漁獲対象によりその網の見立てを変えて  
いた。鮪漁は、以下のように行われた。

#### 史料2

古より鮪網壹帖と申者三百尋御座候。六七端  
帆之船数参拾艘ニテ有川べた迄従先規鮪網獵  
仕来り候<sup>41)</sup>。

鮪網代は300尋の長さの網を立てた海面で、そ  
こで船30艘を用いて、行われた。具体的には、  
延縄で1帖が300尋5,6反帆の網引き船2艘が1  
組となり、魚群が襲来すれば地形を利用して湾  
内深く追い込み湾口を建切るか、又は湾内の適  
当な網代に追い込み、網を立て回して鮪漁を行  
い、魚道に網代を固定化したのである<sup>42)</sup>。

次に氷魚漁である。氷魚はシイラのことで水  
深10尋(5m位)程度<sup>43)</sup>に生息し、魚が浮かんだ  
時に網をかぶせていた。

#### 史料3

①我々の儀は北風を逐てに致し獵仕候、氷魚  
の儀は浮き魚にて御座候、小申似首この両  
村は海半分に出獵仕候、是より内の四ヶ村  
の儀は有川べた迄出此海に竹浮を網一帖に  
参拾程宛付け申し候うて是に氷魚付き候を  
網にて中取りに仕候。

②古より此案中より内四十八丁四方と積り氷  
魚網場壹帖前に四丁宛と見合に相定候。是  
は為網無御座候と申伝候て(中略)今以て  
網場見合いに案中より内には浮き竹仕置候  
て、壹拾五艘の船に貳百七拾人乗組み氷魚  
網漁仕り候。<sup>44)</sup>

史料によると、氷魚は浮き魚で、風下に入っ

てきて、海半分に出獵とあるように、湾の中央  
に網を仕掛け、浮竹をつけ、船15艘で出漁した。  
但し、網が不足する場合が多く、鮪よりも規模  
は小さかった。史料1の小網は氷魚漁のことで  
ある。浮網漁の浮曳網に当てはまる<sup>45)</sup>。

江豚(いるか)漁の展開である。

#### 史料4

魚目の儀は先年より壹拾五帖の網にて網一帖  
に三百尋宛に積もりこの網不足に御座候に付  
古網を下積に致し三百尋余り宛壹拾五帖を積  
立四千五百尋に及び御座候この網にてあんち  
うより内江江豚参り候へば有川べたへ立切り  
段々追込み候魚目の方似首之沖へ桂が瀬と申  
候て瀬御座候て海浅く御座候。

又風の浦崎江ひきれと申候て浅き瀬御座ニ付  
江豚参り則実がたまりニて御座候是より段々  
内へ追込此浦奥桑木浦へ二重三重に網を立つ  
なぞ留め被成候江豚はときに貳百も参百も立  
申候。<sup>46)</sup>

史料によると、湾口を4500尋の建切網で仕切  
り、沖の魚群が建切網に入り次第、瀬を通し、  
定点の網代に追い込み、江豚を入れた。これは、  
鮪漁と氷魚漁の2つの網の見立てを折衷するよ  
うな形である。

鯨漁は16世紀末に五島に導入され、17世紀の  
後半から五島の漁業の中心となる<sup>47)</sup>。当初は突き  
漁主体(史料1)であったが、江豚網を藁から  
苧麻に変えることで補強し、網捕り鯨漁が行わ  
れた<sup>48)</sup>。

次に漁場利用であるが、貞享の海境相論時に  
有川・魚目両村が幕府に提出した2枚の浦絵図  
を用いる。これは海面に網代や氷魚浮き等が描  
かれ、漁場の位置が特定できる(図7)。これに  
よると鮪網代は、沿岸の水深20m以内に位置し、  
「瀬」(図5)に近い場合が多い。これらの有川  
湾内の「瀬」は好漁場として認識され、漁場紛  
争は現在でも続く。大陸棚の浅い部分に魚が集  
まるのであり、現在でも小型定置網は千切瀬・  
葛瀬・一瀬などの「瀬」を中心に立つ(図7)。  
海食台<sup>49)</sup>の魚道の網代に魚が入るのを「待つ」漁  
場形態だった。一方、鮪網代と別に描かれた氷

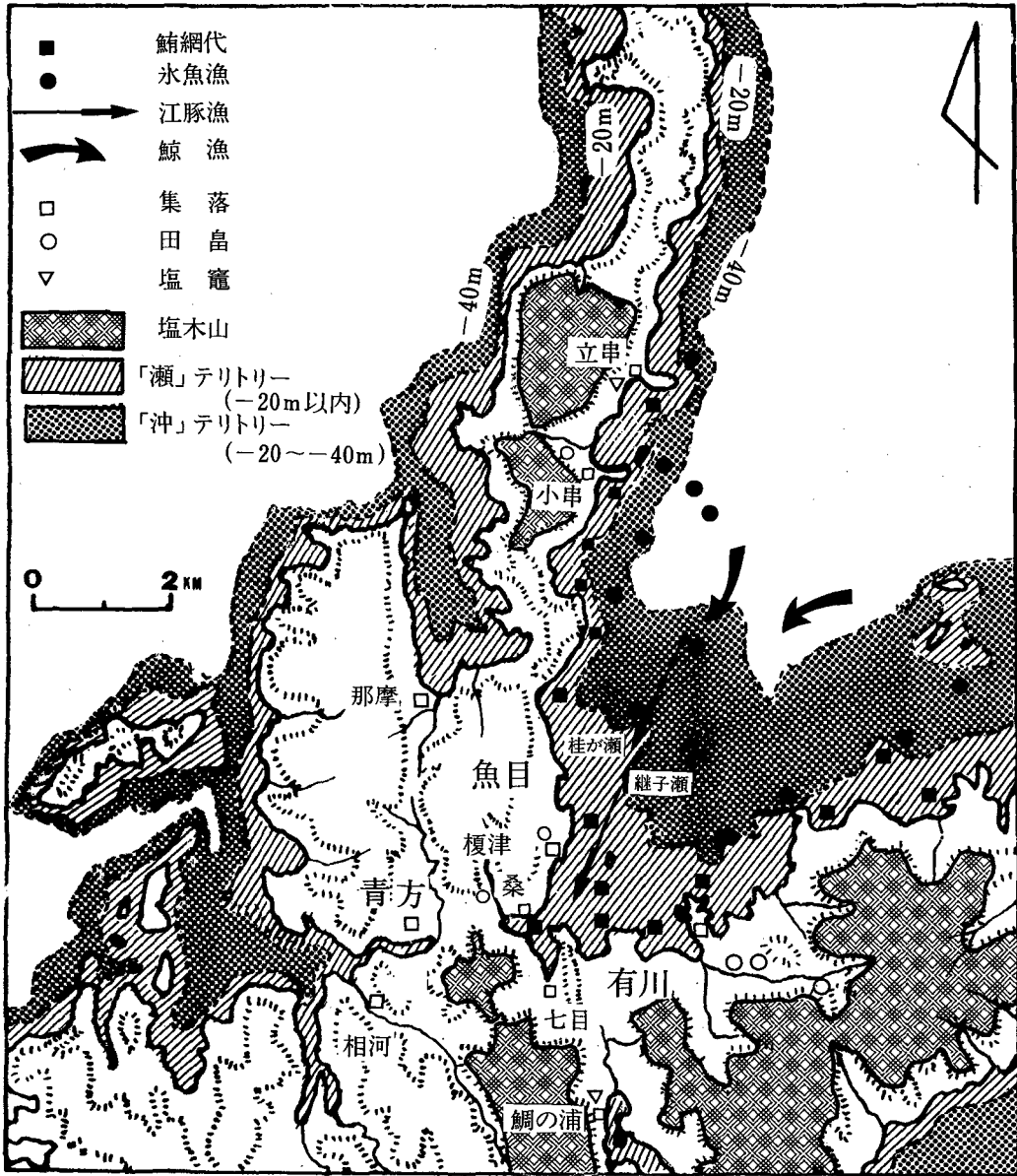


図7 上五島における17世紀中葉の生業用益空間とテリトリー  
(貞享・元禄期の2枚の絵図をもとに作成)

魚浮きは、水深に拘りなく魚道を狙い張られ、鯖網代よりも沖の水深40m程度のあたりで展開した(図7)。江豚漁は、湾口をしめきった建切網から桂が瀬・干切瀬などの浅瀬から、湾奥の固定網へ追い込んだ。図5のS・T・Uが桂が瀬、Vが干切瀬にあたる。この瀬を境に湾奥は

水深20m以内である。しかし、17世紀後半の旅漁者による鯨漁の縦横無尽な展開で網代漁や水魚漁による生業用益空間が侵されるようになった。従って、元禄の相論以後、幕府には内密で魚目村と有川村の間で海境線が引かれるに至った<sup>50)</sup>。

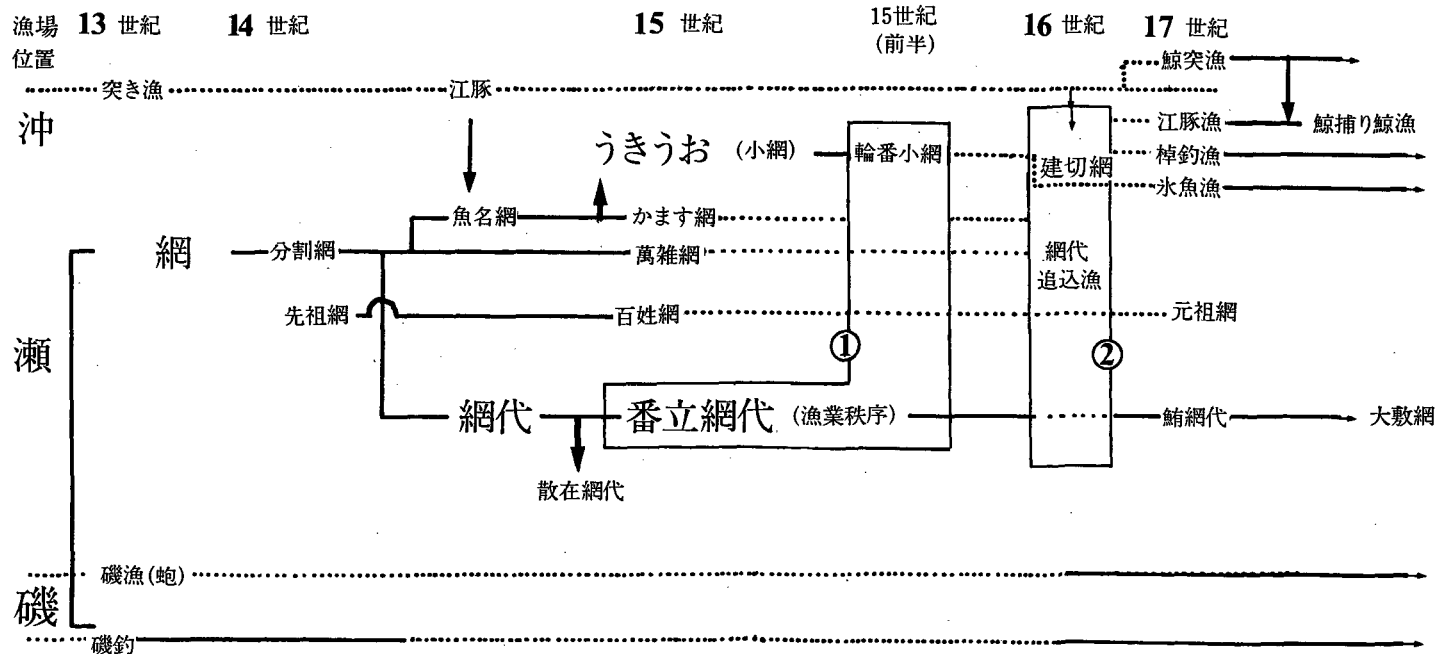


図8 上五島における漁法変遷図

(『青方文書』・海境相論文書等をもとに作成)

(註1) 実線は史料で確認できる系統。点線は推測した系統。

(註2) ①の線の囲みは漁業秩序関係を示す。

②の線の囲みは網代追込漁関係を示す。

### Ⅲ. 漁業を中心としたテリトリーとその再編成

本章では、前章の海の用益空間の考察を踏まえ、海民のテリトリーの把握を13世紀～17世紀までの漁業変遷と、漁場利用の変遷の観点から行う。そして、13世紀後半～15世紀前半の各時期の漁場開発を中心とした海の用益形態と、浦集落・田島開発などの陸の用益形態との関わりを通しテリトリーの把握を行う。そして、13世紀～15世紀前半の上五島の漁場を中心とした各時期のテリトリーの特質の変容要因を考察する。

#### (1) 漁業変遷史の観点

図8はII章を基にした13世紀～17世紀までの上五島における漁業変遷の概念図である。これを用いて、14世紀の漁業と17世紀の漁業のつながりを中心に述べる。

網漁から見ると13世紀～14世紀初頭は譲与対象にもならなかった。また14世紀前半に所領分与が進むにつれ分割網が生じ、14世紀半ばには先祖網が見られる。先祖網の性格は、17世紀の史料1に切明網としての元祖網があり、それと同性質である。先祖網を持つことが周辺海域の漁業開発者であることを示し、漁業権維持を意味し、用益供給がなされていない海域まで潜在的にテリトリーとして青方氏が把握していた象徴と考えられる。

網代は建網に分類できる<sup>51)</sup>。立地は図7の17世紀の鮪網代の立地条件と類似し、浅瀬に立ち、同系統の漁業と推定できる。網代の細部だが、14世紀後半には、輪番利用が行われていた。これは沿岸集落間での漁業秩序の成立を示す。また、地名を冠しない小漁場は一括して散在網代として扱われ、大漁場における漁業秩序の形成と並行して行われていた。魚を「待つ」形態の網代漁業の特性を強調しておきたい。

うきうお漁については、14世紀末に小網として初見する。また、17世紀の水魚漁でも、水魚は「浮き魚」(史料3-①)で、網は史料1に「小網」があり、14世紀末の小網と同系統と想定さ

れる。水魚漁の特性は網代のような瀬での漁業にとらわれず、沖で行われた。従って、17世紀の水魚漁は中世のうきうお漁の系統につながると思える。以上から、14世紀末の小網は浮き網漁の分類になり、廻遊性の高い魚群を目標に、導線的に展開し<sup>52)</sup>、沿岸の広い範囲を用益空間として行われた「追う」沖漁の初見と考えられる。

17世紀の漁業は、網代漁も含め、何れも「追い込み漁」的形態を持ち、15世紀以前と異なる点であった。網代へ追い込む漁業形態は、図8のように16世紀頃に確立したと想定される。

以上から、上五島における漁業変遷をまとめると13世紀後半は粗放的な網漁中心であったが、14世紀初頭に用益空間としての好漁場の認識が芽生え、14世紀中葉には網代という定点(「瀬」)で魚を「待つ」漁業が展開する。そして網代をめぐる相論から漁業秩序が生じ、新たに魚を「追う」形態として、小網が普及することになる。

#### (2) 漁場利用変遷史の観点

本節では、具体的な漁場利用の姿がイメージできる17世紀の様相をもとに中世期の変容を考察する。なお、本稿では、水深20m以内を「瀬」テリトリー、水深40m～水深20mの範囲を「沖」テリトリーと規定しておく。

17世紀の漁場(図7)は浅瀬の網代に見立てられた水深が20m以内の「瀬」付近と、水魚網や江豚追い込み漁の行われた、水深40m以内の「沖」によって構成された。鮪網代は、沿岸の水深20m以内に位置し、「瀬」に近く海の地形に左右された。水魚漁の漁場は、水深40m付近の「沖」で行われた漁法であった。江豚漁も「沖」から浅瀬の網代へ追い込む形態の広い漁場を要した。鯨漁は、固定してある他漁の網・網代を侵犯する形で展開し、主流になる17世紀末には海面の分割を決定させるに至った。「瀬」漁場と「沖」漁場の違いが水深を基準に異なるという認識が17世紀に存在していたことが明確になった。次に、13世紀～15世紀の漁場利用をその流れで解釈していく。

15世紀前半の漁場利用は「瀬」テリトリーに立つ網代と、この時期に出現した「沖」テリトリーでの浮き網の小網が中心で、それぞれ輪番利用という漁場利用の取決めがなされた。つまり、「瀬」付近の漁業資源の枯渇化により、輪番利用としての番立網代利用と小網が行われたのである。さらに、小網の月交替操業等の多種類の網の出現は、海のテリトリーが網代の立つ水深20m以内の「瀬」付近の範囲から、水深40m以内の「沖」へ広がったことをしめす。しかし、従来の青方周辺の網代よりも約10km北に江袋網代(図6)が見立てられる等、漁場開発は「沖」方向ばかりでなく、「瀬」が中心だったととらえられる。

14世紀後半の漁場は、網代誕生で固定化する。17世紀の事例を通じ網代は、水深10m前後の「瀬」テリトリー(図4)に立つことが想定される。13世紀の網も網代と同様に「瀬」での展開が考察でき、固定化はされなかった。網は、そのものが用益権であるが、網代は地名を冠したように特定の魚礁・魚道の認識があったことを示し、海面が用益権の対象である点が異なるのであった。

以上のような、漁場利用変遷史の観点からテリトリー利用の変遷を考察してみる。13世紀から14世紀中期にいたるまでの青方氏の海のテリトリーの潜在的な把握は、沿岸水深20m付近(海食台中心)までで、この範囲に用益供給源としての「瀬」等の定点(スポット)を好漁場として認識し、当初は網を、14世紀中葉からは網代を立てていた。しかし、「瀬」利用漁場に限界が生じ、14世紀末期には資源維持を想像させる番立網代の取決めが行われた。さらに小網の成立で、水深40m以内の「沖」テリトリーが編成された。このことは、海の用益空間を利用する側に必要な知識獲得の準備段階として、14世紀中期頃から潜在的テリトリーが水深20m以内から水深40m前後の「沖」へ拡大していたことが伺われる。また、漁場認識も網代のスポット的な認識から、小網の展開で海面分割が行われ、導線的に拡大したととらえられる。

### (3) 海と陸の一体化したテリトリー設定

前節では漁業・漁場の変遷の観点からテリトリーの把握を行ってきた。

しかし、漁業・漁場利用の変遷要因を考察するためには、陸の用益空間とのかかわりを視野にいれる必要がある。したがって本節では13世紀～15世紀における各時期の土地利用(特に浦集落と田畠)を解明し、これと一体化した漁場の利用状況を明らかにする。この際、現実利用されている用益空間のみならず潜在的な空間としても認識されていたテリトリーの掌握も行う。

上五島における生業は多岐に及び、漁業以外の農業や山野利用などの比重が大きかった(表1)。特に13世紀までは、狩猟による鹿皮<sup>53)</sup>等の公事納入が多く、水田は少なく、元寇恩賞地の九州本土の神崎荘からの米供給に依存していた<sup>54)</sup>。史料上、当時の浦集落は青方惣領内では青方だけであった。したがって、青方を基盤とした山野用益空間を主な構成要素としたテリトリーを設定できる。14世紀になると、青方氏が所領を分与するうちに、元應2年には本屋敷として那摩が、その飛地として曾根・矢堅目の地名が史料に現れ、また、鮎河も見られる。那摩・鮎河ともに河口部に位置する浦集落であることは注目される。曾根の地先海面は約30年後には赤濱網代<sup>55)</sup>として利用され、元應2年の段階で赤濱に網が張られていたと想定できる。つまり、赤濱の漁場開発のために曾根と対岸の矢堅目の開発がなされたと考えられる(図3の曾根地先海面)。このことは、14世紀前半には那摩の開発記事が頻出することと(表3)対になり、赤濱の漁場開発による青方から那摩への海民を中心とした集団の移動が行われた根拠にもなりうる。また青方中心の山野用益を指標としたテリトリーから、那摩を中心とした網漁業を指標にしたテリトリーが分かれて、編成されたと確認できる。これは、14世紀中葉の赤濱網代成立後に顕著になる。

14世紀中葉の赤濱網代成立(図4)は、網代



表3 上五島における14世紀を中心とした土地と漁場との関わり

土地 (含 浦集落, 飛地, 田畠, 開発田)		海面 (「網代」)			
地名	年代	対応関係	地名	年代	
那摩	元應2 (1320)		波解崎	正平21 (1366)	
	元亨2 (1322)				
	元亨4 (1324)				
	元徳2 (1330)				
	元徳4 (1332)				
	應永3 (1395)				
曾根 (飛地) 矢堅目 (飛地)	元應2 (1320)		赤濱	康永3 (1344)	
	元亨2 (1322)			正平21 (1366)	
	元徳2 (1332)			永和3 (1377)	
船崎	康永2 (1343) 頃		ミツしり	康永3 (1344)	
	永徳3 (1383)			永和3 (1377)	
	應永14 (1407)		祝言前	正平21 (1366)	
河内屋敷	應永7 (1400)		かわち	康永3 (1344)	
	應永8 (1401)			江袋	應永7 (1400)
草摘	永徳3 (1383)		その他	(散在網代)	
	嘉慶3 (1389)				永和3 (1377)
	明徳4 (1393)				
	應永7 (1400)				
	應永8 (1401)				
	應永27 (1420)				
青方 (開発田畠)	正応2 (1289)		(うきうお小網)	應永5 (1398)	
	文保元 (1313)				
	元應元 (1319)				
	康永2 (1343)				
	康応2 (1390)				
	應永3 (1396)				
	應永7 (1400)				
	應永14 (1407)				
	應永29 (1422)				

(註)「青方文書」により、田畠・網代・飛地・集落開発の史料から地名を抽出し、対応関係について考察した。根拠としては地理的位置関係、地名共通による供給地としての存在、河口部網代の存在、土地・海面所有に拘泥されない生業用益形態を基準に想定。

漁による漁獲物の供給範囲を拡大させた。そして、網代をめぐる青方氏と鮎河氏の相論が生じた。白水智は、赤濱と本拠地が離れている鮎河氏に着目した。つまり、14世紀前半までの主要漁業形態は、陸地の領有権の延長としての地先漁業権であったと定義する。そして、赤濱網代利用への鮎河氏の参加は、地先漁業権の原則を崩した意味を持ち、「陸からの秩序」に「海からの秩序」が対抗し得る程に漁業の比重が増したとする<sup>56)</sup>。しかし、14世紀前半には青方惣領支配領域の中で、小領主の網や牧・塩竈などの用益権が自己の所領に拘泥されず、青方惣領内の用益空間に展開し、分配されたことをII章(2)で明らかにしてきた。したがって、14世紀前半までは陸地の領有権の延長としての海の把握が行われたとする説には、同意できない。また、鮎河氏の赤濱への展開は、「海からの秩序」による現象のみではなく、上五島における伝統的な用益権分配の慣習による動きと思われる。この慣習は、土地に縛られない用益権に依存することで、成立するものである。つまり、集落への定住化は進まず、網代等の用益空間の近辺に海民を中心とした集団が移動し、集落形成した動きがテリトリーの基本的機能であったととらえられる。したがって、本時期は、赤濱網代がテリトリーの主要構成要素であったから、青方氏自身が青方をも包括する那摩を中心としたテリトリーを編成した。

康永2(1343)年以降の青方内の船崎などの谷中心の水田開発は、康永3(1344)年からの地先海面のみつしり・かわち網代開発とセットとして行われた(表3)。船崎・樽見には小河川があり、プランクトンが山から川を伝わり海に流され、河口付近に魚が集まりやすい、いわゆる「河口部網代」的特徴を陸と海を一体化させることで伺うことができる。これ以降15世紀まで、水田開発記事は青方近辺の草摘・船崎方面に集中する(表3)。このことは赤濱以外の網代の開発と、先述した赤濱網代の衰退化に伴う、那摩を基盤としたテリトリーの衰えが14世紀後半の段階で伺われる。この根拠は赤濱網代が河

川の恩恵を受けないことに関係し、魚群移動にすべて制約される網代の性質を陸と一体化させることで伺うことができる。そして、15世紀になる頃には網代の制限利用の漁業秩序や小網漁の発生にみられるように、番立網代とともに、「沖」の小網漁が指標になった。つまり、15世紀前半は、陸界の新たな水田開発と、水界の小網・番立網代の漁業秩序を構成要素にした青方を中心としたテリトリーに再編成されたのである。

以上のように漁場開発と水田開発とのかかわりは密接であったと思われる(表3)。つまり、河口に位置する浦を中心とした陸地開発に伴い、漁場開発は行われたのである。このことは、II章で触れた網の原料としての葛・藁・麻等とも関わりがあり、14世紀末に「漁場-浦集落-田島」の系統をとらえることができる。また、網代の種類として、「河口部網代」と河口に位置せず魚群移動に左右されやすい網代のあったことが伺われる。なお、15世紀になってみられる赤濱より約7km北に位置する江袋網代は、青方氏関係であるが、陸地側の根拠地は比定できない。つまりこれまでは、青方氏の用益可能な空間として知覚されていた潜在的テリトリーであったが、赤濱網代の衰退により、那摩の集団が北上し、海から開発したと想定される<sup>57)</sup>。これは漁業技術の進展で、潜在的テリトリーが恒常的用益空間として機能する事例ととらえることができる。

最後に、13世紀末~15世紀初頭に上五島において網→網代→番立網代・うきうお小網と漁業進展するに伴い、漁獲高も増加したと想定されるが、その魚介類の用途について考察する。『青方文書』には東海岸の有川方面との交易関連記事<sup>58)</sup>があり、米と魚介類の交換を行っていた可能性が高い。また、一揆寄合関係者間での流通も想像される。さらに、那摩・青方地内における、14世紀前半と末期の水田・網代の開発に伴う、百姓層の海民と農民の生業レベルでの分化が進むにつれて、海民・農民の間で魚介類と網の原料としての意味も含めた米・麻などとの交易が

行われていたと想定される。

こうした再生産の問題も含め、用益権のみの土地・海面利用から、所有を基準とした土地・海面の領域設定へ変化するプロセスの中で、浦集落を基準とした用益システムがどう変容したかの解明は、今後の課題としておきたい。

(4) 各時期におけるテリトリー再編成  
本節では、前節で考察した13世紀後半～15世

紀前半の漁業変遷・漁場利用と4時期に区分したテリトリーを組み合わせながら、政治的動向（一揆変化）も加味して、テリトリーの再編成と変遷要因を考察する。

13世紀後半は、浦部島西部の海面・陸の領有権は、地頭で惣領である青方氏にあった。テリトリーは、山野用益を中心に構成され、水界の網は少ない。また、基盤となる集落は青方であった（図9-I）。

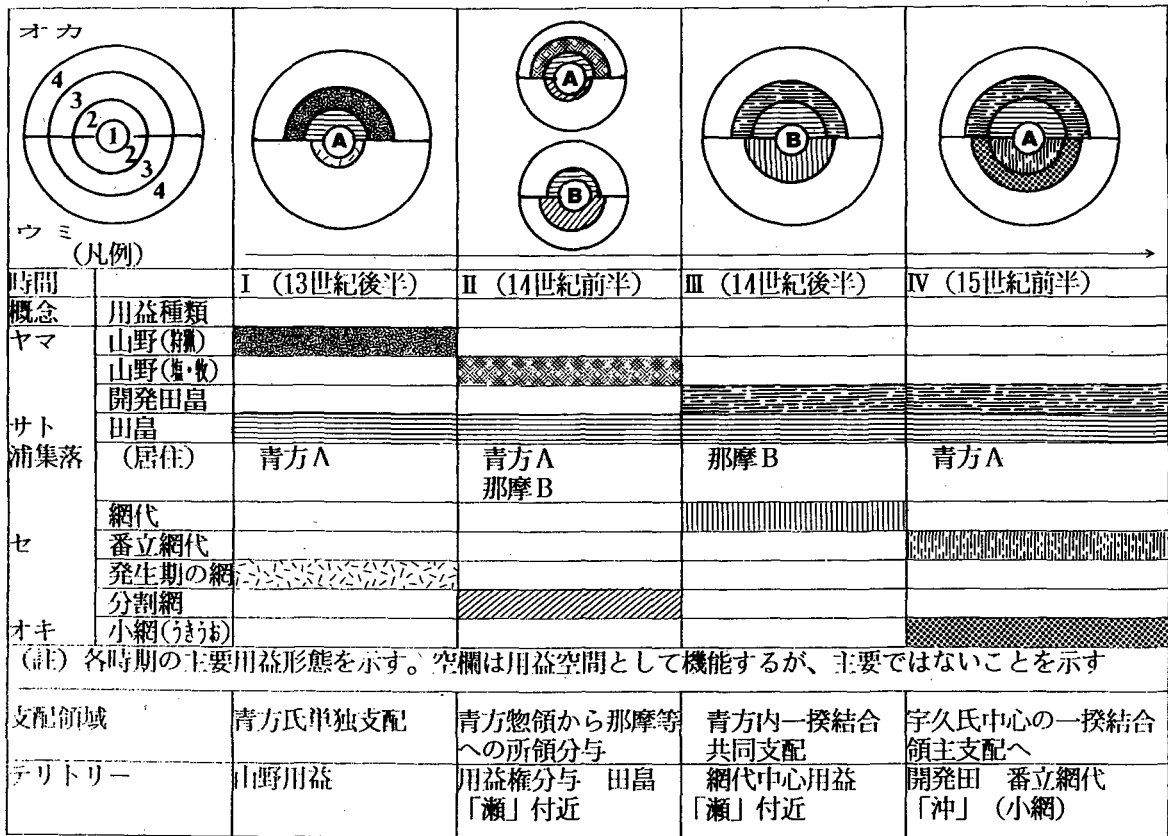


図9 13世紀後半～15世紀前半のテリトリーの構成要素と変遷

(註) 大円はテリトリーを示す。円の上半分は陸の下半分は海のテリトリーを示す。小円は用益空間を示す。円の中心は核となる浦集落をさす。

凡例の1は主としてテリトリーの基盤となる集落、2は海では「瀬」付近(水深20m以内)、陸では田畠などの浦集落により近い立地条件を示す。3は海では本稿のみの概念として用いる、水深20m～40m程度の「沖」を、陸は山野用益空間や浦集落からの飛地など浦集落から遠隔に立地する空間を示す。4は用益空間としての機能はあるが、人間の開発の入っていない潜在的な空間を示す。

したがって、「ヤマーサトー浦集落ーセ(ソネ)ーオキ」の一体化したテリトリーを示す。

14世紀前半には、青方氏が一族・郎党に所領分割を行い、海民を中心とした集団が那摩に移動した。しかし、青方氏一族、配下の浦小領主の網・塩竈・牧などの用益権に関しては、青方惣領内の用益空間に制約付きで展開し、青方惣領の被支配者として取り分が分配された。14世紀前期に那摩に形成された浦集落は、好漁場の赤濱を地先に持つ曾根を飛地にした。青方を中心とした山野用益中心テリトリーと並行して、「那摩本屋敷－曾根飛地－赤濱網漁場」を指標とした、集落周辺の田畠と水深10m以内の「瀬」を範囲としたテリトリーの編成を想定した(図9-II)。

14世紀半ばになると、漁法進展で網代が誕生し、網も先祖網・魚名網など多様化する。なかでも、那摩や青方の飛地・開発田の沖の、水深20m以内の「瀬」付近の特定の魚礁に網を固定した、排他的な網代漁業が急展開し、海面スポットの用益権や所有をめぐる青方惣領家と鮎河氏等一族・郎党の小領主との間での相論に至る。14世紀前半までは青方惣領に従属する証として分配されていた用益権が、被支配者の抬頭で、相論対象に変質してきた。また、土地所有者は、四至表示により浦集落周辺の用益空間も確定し、開発田も多くなるが(表3)、相論記事は少数にとどまる<sup>59)</sup>。これは相論になるほど田畠等の用益空間としての価値が高まっていないからである。田畠よりも海面の用益権が主要な相論対象となるのは五島の特性ととらえられる。網代での相論を未然に防ぐために出された正平21(1366)年宇久・有川住人等連署置文で、浦の小領主連合による一揆結合の寄合が結成され、惣領の青方氏に対しても同様の制限を加えた。一揆による共同支配が定着し、図9-IIIのように赤濱網代を主要用益空間とする那摩中心の網代漁を主な構成要素とするテリトリーが、青方中心のテリトリーをも供給先として包括する形に変質した。

14世紀末～15世紀には、一揆共同支配に変化が生じ、14世紀末の鮎河氏から青方氏への赤濱網代利用権の売却を手始めに、浦小領主・一族

による散在網代等の用益権利の惣領青方氏への集中が見られ始めた。1400年前後には青方内の船崎・草摘等各地で、水の及ぶ範囲内での水田開発記事が頻出し(表3)、開発田の利用が積極的に行われていた。それと同時に網代利用の取決めも細くくなされた。さらに、階層分化(領主層と漁業従事者との間で)<sup>60)</sup>が進み、百姓層の間では、従事者による海・陸での生業の分化が進む。それに伴い、多種類の網と番立網代が見られ、単なる網代記事が減少した。網代漁業の「瀬」付近における漁場空間には限りがあり、特に赤濱網代が衰退する。それとともに、広域の利用が可能な小網漁の発生につながり、テリトリーは「瀬」付近から、水深40m以内の「沖」へ拡大した。以上から、図9-IVのように、青方を基盤とした開発田と番立網代(浅瀬)、浮き魚漁(「沖」)により構成されるテリトリーへの再編成を想定できる。この海民の活動範囲を拡大させたテリトリーの再編成は、青方惣領範囲から五島全域に広がり、一揆の中で平等を維持していたはずの浦小領主たちが、宇久氏による領主制<sup>61)</sup>に組み込まれた支配領域の変化の流れと、密接にかかわっていたと考えられる。

以上のテリトリーの再編成の動きにより、網代での漁況変動によって集落が移動し、テリトリーが再編成され続けるという特質が、上五島にあったことを考察できる。またこの流れは、いわゆる下松浦党一揆における13世紀後半の青方惣領単独支配から14世紀前半の青方惣領とその一族・郎党の分割支配、そして同後半の一揆寄合の共同支配、さらに15世紀前半の宇久氏を中心とした領主支配(青方氏への用益権等の集約)形成への動きをも規定する条件としてとらえることができる。

#### IV. むすび

最後に本稿で明らかになったことを、序章で提出した課題を基にまとめ、むすびにかえたい。  
①17世紀の鮪網代漁・水魚漁は、前者が水深10m前後の「瀬」付近での網代漁業、後者は水深40m以内の「沖」での浮き網漁として行われた。

15世紀以前には、前者は14世紀中葉における定点での「待つ」形態の網代漁、後者は14世紀末期の導線的な「追い、包み込む」形態の小網漁の系統として行われていた。

②13世紀～15世紀の青方周辺における空間変化のメカニズムは、主要用益空間を構成要素とする、テリトリーの再編成によって明らかにできた。それによると、陸界では14世紀中葉までに、山野用益テリトリーから田島用益テリトリーに変化した。水界の用益空間（漁場）は、14世紀末まで水深20m以内に限られていたが、それ以降は水深40m以内のテリトリーに拡大した。

③13世紀～14世紀前半の網や塩竈・牧の用益形態は、土地・海面所有に拘泥されず、周辺の集団に制限付きで分配される原則であった。14世紀後半になると、田島用益空間や網代の開発で、用益権利用の原則は崩れ始め、土地・海面を所有対象とした領域を設定する形に変質した。

④14世紀中葉以前までの網の開発は、陸地の開発と関連してなされたが、網の用益権は、網の地先に位置する集落に限定されるものではなかった。14世紀後半～15世紀の上五島における水界の網代漁場の開発は、陸界の浦集落や水田開発と一体化しながらなされた。

以上の分析を通し、上五島においては、網代漁況に左右されて、テリトリー再編成やそれに伴う集落移動がなされていたと考えられる。

今後の課題として、浦集落を基盤とした用益システムの具体的解明が残った。また、14世紀後半の漁業革命、土地・海面利用の変遷を起こした技術伝播に関して、市場とのかかわりも含め究明する必要がある。また、前近代の海村の土地・海面利用のいわゆる基礎地域<sup>82)</sup>としての把握も課題である。一方、中世～近世の重要な漁場である「瀬」の共同利用権や生業領域の中での把握等の歴史地理学的な位置づけが、山たてなどの伝承者も減少し、急務である。そして、漁民の知覚空間等の人文主義的考察を歴史地理学的に行わねばならない。このように漁場や浦集落の歴史地理学的課題は多岐にわたり、今後の研究が望まれる分野であると思われる。

〔註〕

- 1) 柿本典昭は、「漁村は、生活の場である漁村と生産の場である漁場が分離しているが、それは水界をその基礎的要件として成立している」としている。また、分析視覚は「水域そのものの特性と生産力の分析のための漁場からの追究と、人間的社会集団の基礎となる地域社会、すなわち陸上の居住地（漁村集落）からの追究を踏まえねばならない」と指摘する。

柿本典昭 (1987) : 『漁村研究』大明堂, 152頁。

- 2) 高桑守史 (1989) : 海の世界, 鳥越皓之編『民俗学を学ぶ人のために』世界思想社所収, 126～145頁。

- 3) モーリス, ゴドリエ (山内昶訳) (1981) : 自然の領有—前資本主義社会諸形態におけるテリトリーと領有—, 思想, 685・686, 99～122頁・122頁～144頁。これらを踏まえた研究として以下の論文がある。

吉田敏弘 (1983) : 中世村落の構造とその変容過程—「小村=散居型村落」論の歴史地理学的再検討—, 史林, 66-3, 80～146頁。

- 4) 前掲3) ゴドリエ (1981) 論文。

- 5) 原本は、長崎県立長崎図書館所蔵。活字本として、次の文献が刊行されている。

瀬野精一郎校訂 (1976) : 史料纂集『青方文書』第1, 第2, 続群書類従完成会, 458頁。

- 6) 羽原は五島という地域を限定して行っているが、文書の読み違いなど誤認も多い。しかし、先駆的な研究として大きく評価される。

羽原又吉 (1952) : 西九州沿岸住民と中世漁業—主として五島を中心とする—, 羽原又吉 : 『日本漁業経済史』上巻岩波書店所収, 61～102頁。

また、宮本常一による一連の研究は、具体的な漁業史をとらえた形にはなっていないが、民俗的方法で中世までさかのぼり五島研究に大きな足跡をのこした。

宮本常一 (1972) : 『宮本常一著作集 第11巻 中世社会の残存』未来社, 330頁等。

- 7) 日本学士院日本科学史刊行会 (1959) : 『明治前日本漁業技術史』日本学術振興会, 701頁。本稿の

- 網漁法の分類は本書による。
- 8) 中世五島の網漁などは山口和雄等による建切網・大敷網等の断片的な研究がある。  
山口和雄 (1957): 『日本漁業史』東大出版会, 351頁。
- 9) 例えば下記の文献があげられる。  
瀬野精一郎 (1958): 松浦党の一揆契諾について—未組織軍事力の組織下工作—, 九州史学, 10。(瀬野精一郎 (1975): 『鎮西御家人の研究』吉川弘文館所収, 480~531頁)  
網野善彦 (1961): 青方氏と下松浦一揆, 歴史学研究, 254, 30~38頁。
- 10) 村井章介 (1975): 在地領主法の誕生—肥前松浦一揆—, 歴史学研究, 419, 18~35頁。
- 11) 白水智 (1987): 肥前青方氏の生業と諸氏結合, 中央史学, 10, 45~68頁。  
白水智 (1992): 西の海の武士団・松浦党, 網野善彦編『東シナ海と西海文化』小学館所収, 206~248頁。
- 12) 新魚目町 (1988): 『新魚目町郷土誌史料編』新魚目町, 608頁。  
また, 貞享期の幕府提出の浦絵図記載史料も用いた。
- 13) 前掲5) 瀬野校訂『青方文書』38。なお, 番号は, 活字版の通し番号による。
- 14) 前掲7)。
- 15) 前掲5) 『青方文書』163。
- 16) 前掲5) 『青方文書』191。  
前掲12) 村井 (1975), 前掲13) 白水 (1987) でも触れられている。
- 17) 前掲5) 『青方文書』182。
- 18) 前掲5) 『青方文書』222。
- 19) 前掲5) 『青方文書』276。
- 20) 前掲5) 『青方文書』187。
- 21) 前掲7)。
- 22) 前掲19) に同じ。
- 23) 前掲5) 『青方文書』280。
- 24) 前掲5) 『青方文書』317。
- 25) 赤濱網代の輪番利用については羽原又吉と白水智により分析されている。  
前掲6) 羽原 (1952)。  
前掲11) 白水 (1987)。
- 26) 前掲5) 『青方文書』326。
- 27) 前掲5) 『青方文書』328。
- 28) 前掲5) 『青方文書』332。
- 29) 前掲5) 『青方文書』333。
- 30) 前掲5) 『青方文書』366・367。
- 31) 前掲5) 『青方文書』369。
- 32) 前掲5) 『青方文書』370。
- 33) 「浮き魚」の認識は以下によった。  
立平進編著 (1992): 『明治十五年作成五島列島漁業図解』長崎出版文化協会, 96頁。
- 34) 前掲5) 『青方文書』372。
- 35) 前掲5) 『青方文書』389。
- 36) 前掲12) 所収。『有川魚目間之海境帳』は32~59頁。『魚目有川両村海境論争資料』は147~185頁。
- 37) 有川側は有川町教育委員会所蔵。魚目側は写しが新魚目町似首の似首神社に所蔵。なお, 西村も魚目側の絵図について記載内容を, 一部解説している。  
西村次彦 (1967): 『五島魚目郷土史』西村次彦遺稿編纂会, 87頁。
- 38) 前掲12) 182頁。富江藩『魚目有川両村海境論争資料』「第一回訴訟時ニ於ケル魚目側ノ口述資料」。
- 39) 前掲12) 182頁。『有川魚目間之海境帳』39頁。
- 40) 前掲37) 西村 (1967)。
- 41) 前掲12) 182頁。前掲38) と同じ。
- 42) 前掲37) 西村 (1967)。
- 43) 前掲33) 立平 (1992)。
- 44) ①は前掲12) 168頁。富江藩「魚目有川間之海境論争資料」の「御評定所江魚目之者共罷出候段々ニ申上候口上之覚」。②は貞享の魚目側絵図記載 (似首神社所蔵)。
- 45) 前掲7)。
- 46) 前掲12) 160頁。富江藩『魚目有川両村海境論争資料』の「御評定所江魚目之者共罷出段々ニ申上候口上之覚」。
- 47) 前掲37) 西村 (1967)。
- 48) 鯨史料は前掲12) 所収の『有川魚目間之海境帳』による。「先年より我々仕候わら網を苧網ニ直し我々獵場にて江豚鯨共に取申候う」とある。また, 鯨漁の流入により従来の漁業に影響が及ぶことを記す。
- 49) 貝塚爽平 (1992): 『平野と海岸を読む』岩波書店, 142頁。

50) 前掲12) 所収『有川魚目間之海境帳』63～64頁。

51) 前掲7)。

52) 「線的」漁業の特質については高桑が考察している。

高桑守史(1994)：『日本漁民社会論考—民俗学的研究—』未来社，441頁。

53) 前掲5)『青方文書』103。嘉元3(1305)年「峯貞陳状」。この文書には狩りのほか塩、津料、紙製造等の記事があり、該当期の生業を伺わせる内容が豊富で、白水智が分析している。

前掲11) 白水(1992)。

54) 元寇勲功地として、神崎荘の田島が青方氏等と与えられた。

前掲5)『青方文書』182。他。

55) 赤濱網代は、村井章介も新魚目町曾根の南側に想定する。赤濱は、玄武岩質の火山碎屑丘でホマーテに属する曾根火山の南断崖赤ダキの前で、岩礁が存在し、また、奈摩湾の入り口に当たる。現在では曾根崎の東側に曾根漁港があり、温泉の湧出する小集落を形成する。参考文献は以下のとおり。

新魚目町(1986)：『新魚目町郷土誌』，1051頁。

前掲10) 村井(1975)。

56) 前掲11) 白水(1992)。

57) 江袋は、海側には集落は形成されず、山の中腹に点在する。

58) 前掲5)『青方文書』65。

59) 青方内の田島を巡る相論は、『青方文書』196の

元亨3(1323)年7月「鎮西探題御教書」に見られ、青方高繼と舎弟高光が青方内の田地について相論し、裁決を求めた。

60) 前掲10) 村井(1975)。

61) 村井章介は、15世紀前半の一揆結合は、宇久氏を筆頭にして構成されたとする。そして、宇久氏を中心とした領主支配へ集約化され、近世期の福江藩主五島氏へ展開したとする。

前掲10) 村井(1975)。

62) いわゆる基礎地域として海村をとらえる方向は、山村や移牧等の研究から可能性が伺える。

水津一朗(1980)：『新訂社会地理学の基本問題(増補版)』大明堂，248頁。

〔付記〕

本稿は、平成6年12月に國學院大學へ提出した卒業論文を骨子とし、平成7年3月の第43回全国地理専攻学生卒業論文発表大会(於東京学芸大学)、及び平成7年6月の第38回歴史地理学会大会共同課題「水と歴史地理」(於駒沢大学)で発表した内容に加筆・修正したものである。

現地での聞き取りに協力していただいた上五島町、有川町、新魚目町の皆さんと、資料提供・資料閲覧等で格別の御厚情を賜った以下に記す関係各位に心より御礼申し上げます。長崎県立美術博物館主任学芸員立平進氏。上五島町文化財保護審議会委員長谷村正行氏。新魚目町文化財保護審議会委員長浦敏雄氏。若松町文化財保護審議会委員長近藤章氏。有川町教育委員会山下利平次氏。(順不同)

Transformation of Usufructuary space in Fishing-ground in KAMIGOTO :  
Case of the example in 13th~15th century.

Osamu HASHIMURA

The main purpose of this paper is to make clear that transformation of the usufructuary space of fishing-grounds grasped by fishermen in KAMIGOTO in the late of 13th century~early 15th century. In this paper, the author analyzed them from view point of fishermen's "TERRITORY", which was the space integrated, and they composed by the land and the marine around them.

The author studies them based on mainly "The documents of AOKATA".

The results are summarized as follows :

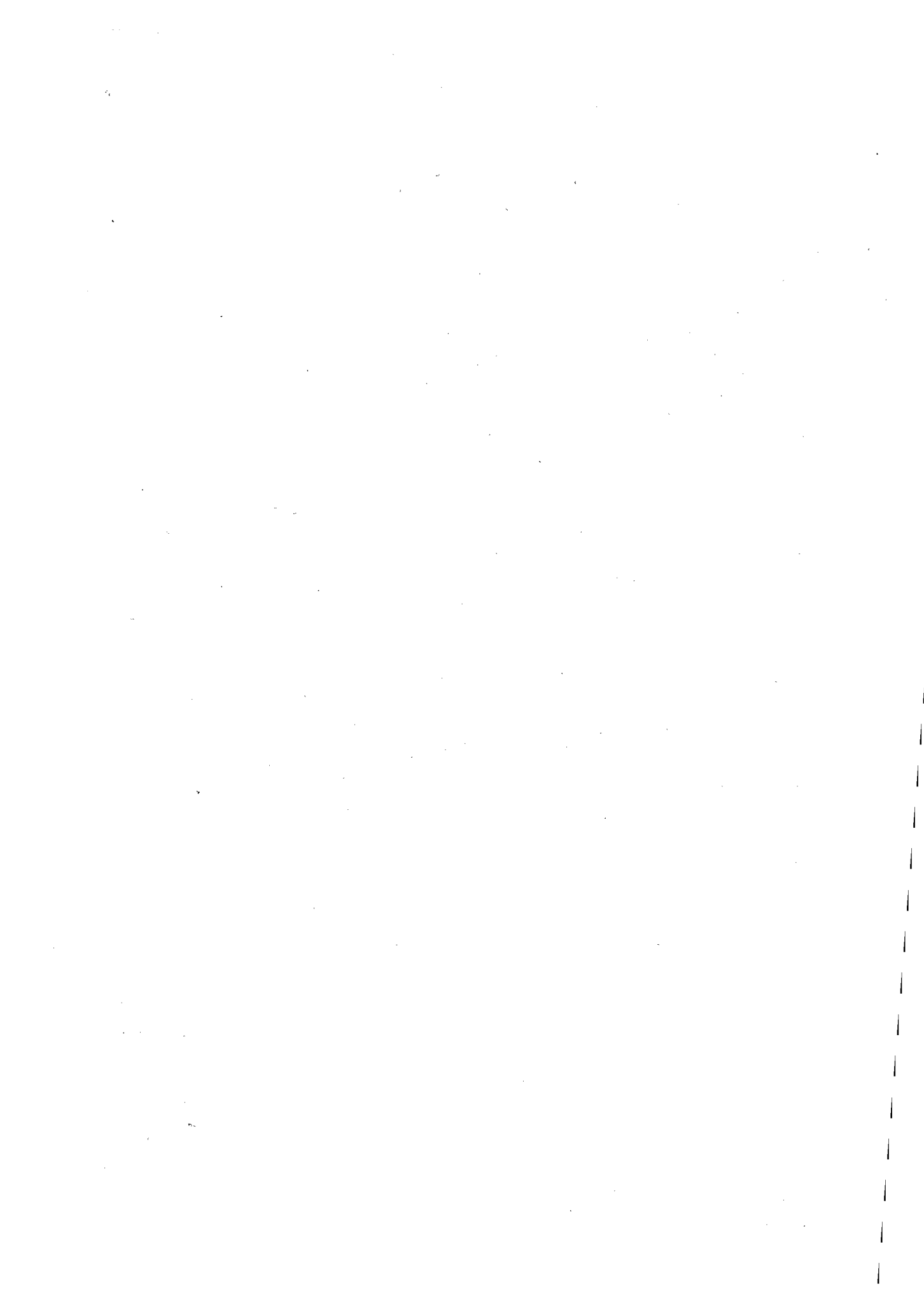
1) The stationary net fishery of tuna (MAGUROAJIRO) in 17th century around KAMIGOTO was played on the rock of shoal(SE), nearly depth of 10m, their origin was traced back "AJIRO" fishery in the middle of 14th century. The float net fishing of dorado (SIIRAU-KIAMI) in, was played on the "OKI", nearly depth of 40m, their origin was "UKIUO KOAMI" fishery in the last of 14th century.

2) The usufructuary right of before the middle of 14th century had nothing to do with the possession of the land and sea. However, in the late of 14th century, its right had to do with them.

3) The development of marine village or paddy field, in the late of 14th~15th century, was derived with it of the stationary net fishery "AJIRO".

4) The fishermen "TERRITORY" in 13th~15th century around AOKATA in KAMIGOTO was reorganized or removed by "Ajiro" fishery destiny. The case of 15th century, their fishing-ground area was enlarged in that "OKI". Their reorganization influenced the change of "SIMOMATUURA ITKKI", which was composed by the lords in KAMIGOTO.





## 九州水車風土記

平岡昭利編著 A5判変形 208頁 定価2800円

★“生きている水車”へのアプローチ

地理学・民俗学をはじめ、各種の分野から九州各地の生きている水車へ、アプローチを試みた。構造はもちろん、利用のされ方・歴史など、日本の水車全般に敷衍できる視点を凝集。

[主要目次]

水車と九州、北九州の水車(朝倉重連水車、線香水車、入浴剤製造水車、陶土水車、綱唐臼ほか) 中九州の水車(箱水車、精米水車、芋洗い水車、揚水水車ほか) 南九州の水車(水車からくり、鋳工業用動力水車、製糖水車ほか) <1994年3月2刷発行>

市川健夫著

230頁・2366円

## 風土発見の旅

ブナ帯文化論・青潮文化論などで知られる著者の豊富な体験と知識をまとめる。伝統文化を育んできた21の地域。新たな発見のできる旅・豊かな生活に出会う一冊。

○多摩の交通と都市  
形成史研究会編

## 多摩

鉄道とまちづくりの  
あゆみ I・II

明治以来100年にわたる多摩  
地域。その変遷。

I・1500円、II・1200円

## 近代日本の水害地域社会史

岡山大学文学部助教授 内田和子 著  
A5判 290頁 定価9800円

推薦の言葉

「野外調査、各種資料に基づく水害地域の社会史」

東京都立大学名誉教授 中野尊正

「民衆の知恵の原点である水害予防組合の画期的研究」

芝浦工業大学工学部土木工学科教授 高橋 裕

「地域性と社会性の交錯する水害との闘いの分析」

日本大学農獣医学部教授 岡本雅美

小社の書籍をお求めの際は、お近くの書店でご注文下さい。お急ぎの方は直送もお受けして居りますのでお電話かファックスをお寄せ下さい。

東京都千代田区神田駿河台2-10

TEL 03-3291-2757

FAX 03-3233-0303

伊藤安男 著

## 治水思想の風土

〔近世から現代へ〕

◎A5判 338ページ 定価4738円

★強固な堤防をつくるだけが治水ではない。洪水から集落を守るためにつくられた「囲堤」、明治期に招聘されたテレーケラオランダ人工師による治水事業、江戸期の災害とその対応ぶりを今に残す「押堀」や各種の災害地名、そして「輪中」とそこに暮らす住民の防災意識など近世から現代にいたるまでのさまざまな治水思想を取り上げ、それらがいかなる形で地域に投影されているか、豊富な史資料・写真をもとに考察する。

〔編集委員〕 青木栄一（責任者），足利健亮，伊藤寿和，伊藤安男，大塚昌利，岡島 建，小口千明，  
小田匡保，関戸明子，中島峰広，水田義一，溝口常俊，矢ヶ崎典隆，山本 充

---

歴史地理学 第 177 号（第38巻第 1 号）  
1996年 2 月10日発行  
編集兼発行所 歴史地理学会  
会長 中 島 義 一  
〒214 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1  
専修大学文学部地理学教室内  
電 話 044-911-1013  
振 替（東京）4-81362

発売所 株式会社 古今書院  
東京都千代田区神田駿河台 2-10  
電話 03-3291-2757~59  
振替（東京）0-35340

印刷所 信陽堂印刷株式会社  
東京都板橋区坂下 3 丁目37番 5 号  
定 価 2,575円（本体2,500円・税75円）

---